

平成 20 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 フルキャスト
代 表 者 名 代表取締役社長 漆 崎 博 之
(コード番号 4 8 4 8 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取締役 執行役員 上 口 康
電 話 番 号 0 3 - 4 5 3 0 - 4 8 3 0

本日の報道機関からの弊社報道に関して

本日、報道機関より「厚生労働省が、弊社に対し事業停止命令を出す方針を固めた」との報道がありました。

弊社は、平成 20 年 9 月 18 日付けで、東京労働局より予定される不利益処分について、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、弁明の機会を付与することを通知されました。

不利益処分の原因は、平成 19 年 8 月 3 日、東京労働局より労働者派遣法第 14 条第 2 項及び第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業停止命令および労働者派遣事業改善命令を受けておりましたが、その事業停止期間である平成 19 年 8 月 10 日から同年 9 月 9 日（三宮支店、三宮北口支店及び元町支店においては、平成 19 年 8 月 10 日から同年 19 年 10 月 9 日）までの間に労働者派遣事業は停止を命じられていたにもかかわらず、全国 121 拠点、合計 961 件の新たな労働者派遣を行ったこと等によるものであります。

不利益処分の内容は、労働者派遣事業停止命令 1 ヶ月および労働者派遣事業改善命令となっております。

弁明書の提出期限は、平成 20 年 10 月 1 日となっており、弊社の弁明書提出後、処分が決定される見込みです。

本件処分の内容が決定した際には、速やかにお知らせいたします。

お客様及び登録スタッフならびに株主の皆様をはじめとする関係者の方々に、多大なご迷惑及びご心配をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上